

補助金	五、三〇、五〇	三九三〇、五〇	一、二〇、〇〇	
五都支出金	五、七五五	三八七、五五	一、〇〇、〇〇	
二補助金	三、四〇、八八	一五九、八八	一五五、〇〇	
三補助金	二九八、三三	一四三、三五	一五五、〇〇	
四補助金	六七、九五	五二、九五	一五、〇〇	
五補助金	二二〇、〇〇	八〇、〇〇	一四〇、〇〇	
六寄附金	六三五、〇〇	一五〇、〇〇	六二〇、〇〇	
七寄附金	六三五、〇〇	一五〇、〇〇	六二〇、〇〇	
八寄附金	六三五、〇〇	一五〇、〇〇	六二〇、〇〇	
歳入合計	三、六九七、二五	二、三〇三、二五	一、三九四、〇〇	

歳出

科目	説明項目	追加更正 予算額	既定予算額	増減	附記
一 會議費	一 會議費	六四六、〇〇	五九六、〇〇	五〇、〇〇	
二 會議費	二 會議費	一三〇、〇〇	八〇、〇〇	五〇、〇〇	
三 役場費	三 役場費	一、二七九、四九九	八二七、〇九九	三五二、四〇〇	
四 諸給	四 諸給	九三九、四四六	六八八、五四六	二五〇、九〇〇	
五 諸給	五 諸給	五三二、六一五	二八一、七一五	二五〇、九〇〇	
六 二周給組合 納付金	六 二周給組合 納付金	三六七八	二一七八	一五〇、〇〇	本給の百分式
七 三周給組合 納付金	七 三周給組合 納付金	三六七八	二一七八	一五〇、〇〇	本給の百分式
八 需要費	八 需要費	一五〇、四二五	七〇、四二五	八〇、〇〇	諸用紙代計算表代 金

生活資金一五、〇〇、〇〇
一八、〇〇、〇〇基本給切替九
月分四五、〇〇、〇〇
家族手当増一八、〇〇、〇〇
特別手当増三、〇〇、〇〇
歳末資金七九、〇〇、〇〇

科目 項目	説明 項目	追加更正 予算額	既定予算額	増減	附記
三土木費	二修繕費	八五九五。	六五九五。	二〇〇〇。	庫舎修築費
一道路橋梁費		六三〇〇。	四三〇〇。	二〇〇〇。	
	一維持修繕費	六三〇〇。	四三〇〇。	二〇〇〇。	トラック代
四教育費		七二二八五	五七二九八五	一三九二〇	
一第一小學校費	一諸給	二一四九〇八	一三七七〇八	七七二〇。	
	二需要費	三八五一。	二六三一。	一二二。	越冬資金 七二〇。円 使下手増 五〇〇。円
	三修繕費	九五一九八	六〇一九八	三五〇〇。	南校品 備品代
二第二小學校費	一諸給	八一二〇。	五一二〇。	三〇〇〇。	補修カニス代 修繕代
	二需要費	三九八一三五。	三六三一三五	三五〇〇。	越冬資金 〇他
	三修繕費	一二三〇〇	七三〇〇	五〇〇〇。	備品費 南校品代
三第三小學校費	二需要費	九六八八五	七二八八五	二五〇〇。	
	三修繕費	二八八九五。	二八三九五。	五〇〇。	ガラス補修費
		八一八九二	五四八九二	二七〇〇。	

科目 項目	説明 項目	追加更正 予算額	既定予算額	増減	附記
大厚生費	一諸給	一八〇九二	一〇九二	七〇〇。円	越冬資金 給仕費増
	二需要費	六三八。	四三八。	二〇〇〇。	南校品 印刷代
一救護費		六六七六。	五一二六。	一五五〇。	
	一救護費	六四八六。	四九八六。	一五〇〇。	
三厚生諸費	一厚生諸費	六〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇〇	
八農地委員会費		二六一〇〇。	八〇〇〇。	一八一〇〇。	
一農地委員会費	一給料	二六一〇〇。	八〇〇〇。	一八一〇〇。	書記大人分給料
	二諸給	一〇七八。	四二八。	六五〇〇。	書記手当 三〇〇〇。円 旅費 五〇〇。円 印刷費 〇他
	三需要費	五〇〇〇。	一〇〇〇。	四〇〇〇。	
	四委員会費	二二二。	三二。	二〇〇。	

九警防費	四七九五。	三九五。	四四。		
一警防費	一二九五。	三九五。	九。		
一諸給	一二。	二。	一。		
二需要費	一一七五。	三七五。	八。		審判費 諸行事費
二警察費	三五。	。	三五。		新設品 掃査諸費
一需要費	七。	。	七。		廳舎修繕費
二營繕費	二八。	。	二八。		
三財產費	六九三。	一九三。	五。		
二財產管理費	六八一五六	一八一五六	五。		
一財產管理費	六八一五六	一八一五六	五。		町有建物修繕費三。
一公債費	一四五六七	一五六七	一三。		町有公債保險料二。
一借入金利息	一四五六七	一五六七	一三。		一時借入金利息

科目	款項	說明	追加更正	既定預算額	比增	減數	附記
八補助金			三〇、一〇〇	一三、一〇〇	一七、〇〇〇		
一補助金			三〇、一〇〇	一三、一〇〇	一七、〇〇〇		
二。予備費	五社會事業費補助		二五、五〇〇	八五〇〇	一七、〇〇〇		同胞援護福所支金補助
一予備費			一四、八一九	一三四一九	一四、〇〇〇		
元諸費	一予備費		一四、八一九	一三四一九	一四、〇〇〇		
二雜支出			四八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二〇、〇〇〇		
	二雜費		三八、〇〇〇	一八、〇〇〇	二〇、〇〇〇		各種委員會打合金々々費
歲出合計			三六、九七二、五二五	二、三三三、二五五	一、三九四、〇〇〇		

歳入歳出差引

残金 (五〇)

昭和二十三年三月八日提出

西多摩郡福生町長 岸徳次郎

議案第三號

警察職員の定数及び警察署の位置、名稱、管轄区域に関する

條例 設定、件

警察法第四十五條及第四十六條の規定により、公安委員會の意見を徴し、警察職員、定数及び警察署の位置、名稱、管轄区域に関する條例を別紙、通り設定致したい

昭和二十三年三月八日提出

西多摩郡福生町長 岸徳次郎

警察職員。定員及び警察署、位置名稱、管轄区域に関する條例
第一條 福生町警察に左、職員を置く

警察長

警部補

巡查部長

巡查

第二條

警察長は警察署長を兼ねる

第三條

代理する

警察長は部下にその事務の一部を代理させることができる

第四條

警部補は上司の指揮を受け警察事務に従事し部下の巡查部長及び巡查を指揮監督する

第五條

巡查部長は上司の指揮監督を受け警察事務に従事し部下の巡查を指揮監督する

第八條

巡查は二司。指揮監督を受け警察事務に従事する
警察署。名稱は福生町警察署とし、福生町大字福生八丁目並地に
置き、福生町。区域を以てし、管轄区域とする

第九條

附則

この條例は警察法施行。日からこれを施行する

議案第四號

警察職員。仕免等に関する條例改定の件

警察法第五十條の規定により、警察職員。仕免等に関する條例を別紙。通り改定致したい

昭和三十三年三月八日提出

西多摩郡福生町長 山岸 徳次 印

第一條
第二條
第三條

警察職員の任免等に関する條例

警察職員。性免、分限、服務、懲戒、給與等に関する條例は、當分の間この條例に定めるところを除く外、左ほ従前の警察廳の職員例による。

警察長は公安委員會の定める基準により部下職員を任免する。

1 官吏任用技級令に定める普通試験委員、職務を行ふため福生町警察に

2 警察職員選考委員會を置く。委員は本警察長及び委員三人を以て組織する。委員長は警察長を以て、委員は警察長の命ずる警部補又は巡查部長を以てこれに充てり。

3 委員會は委員長及び委員五名を合わせ半数以上出席しなれば會議を開くこと

4 委員會の議事は出席者の多数によりこれを決す。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 委員長に事故があるときは委員長の指名する委員がこれを代理する。

6 委員會は警察職員を置くこと及びこれを命ずる。

7 警察長は、警察職員を命ずるに當り、警察長が之を行ふ。

警察長は、警察職員を命ずるに當り、警察長が之を行ふ。

警察長は、警察職員を命ずるに當り、警察長が之を行ふ。

警察長は、警察職員を命ずるに當り、警察長が之を行ふ。

警察長は、警察職員を命ずるに當り、警察長が之を行ふ。

第四條
第五條
第六條
第七條
第八條

第九條

第十條

第十一條

第十三條

警察長は警部任用される資格を有し且、警察長たる適格を有する者の中からこれを選任する

警察長は警部補、巡査部長又は巡査に大に相応し且、これらのは三級事務官吏に相当するものとす

警察職員は休職、復職、懲戒処分は任命権者がこれを行ふ

警察職員は令に於ける懲戒委員会、職務を行ふたの福生町警察に警察職員懲戒委員会を置く

委員会は委員三人を以て組織する

委員は警察職員の中から一人、学識経験ある者の中から二人を公安委員会がこれを命ずる

委員長は委員がこれを互選する

委員は警察職員懲戒委員会にこれを準用する

警察職員は懲戒委員会に承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない

但し本人の同意があつた場合はこの限りでない

附則

この條例は警察法施行の日からこれを施行する

警察法第五十條の規定による條例を定めるまでの警察職員の任免等に関する條例はこれを廢止する

議案第五號

公安委員選任

警察法第四十四條の規定により左記の者を公安委員に選任した

其會の同意を求め

昭和二十三年三月八日提出

福生町長 山岸 徳次郎

記

高崎彌一

西川亮介

原茂幾造

第十五頁

昭和三十三年第三回臨時福生町議会議録

一、昭和三十三年三月八日第三回臨時町議會を福生町役場に招集す

一、應招議員左。如し

第一番	並木竹松
第二番	児島信一
第六番	天野由三
第九番	村尾昌三
第十番	加藤市藏
第十一番	高水藤太郎
第十二番	設樂美知
第十四番	川窪金吉
第十五番	田村福三郎
第十六番	高橋福三郎

第十七番 田村 宇一

第十八番 森田 幸藏

第十九番 森田 誠重

第二十番 羽村 榮吉

第二十一番 村野 喜平

第二十二番 平井 初五郎

第二十三番 貫井 伊作

第二十四番 磯村 武夫

第二十五番 田村 利一

一、会議の事件左の如し

第一 福生町税及其賦課徴収條例の一部改正案につき財政常任委員會、

審議結果報告採決の件

第二 昭和二十三年度福生町歳入歳出追加更正予算の件

第三 警察職員、定数及び警察官の位置、名称、管轄区域に關する條例設定の件

第四 警察職員、任免等に關する條例設定の件

第五 公安委員選任につき同意を求める件

一、議長(加藤市裁)三月八日午前一時三十分開會を司す

一、地方自治法第三十三條の規定により議長の請求により出席したる者左の如し

町長 岸 徳太郎

助役 齋藤 吉太郎

主事 内田 勇夫

書記 大野 忠一

一本会の書記左の如し

囑託 内田 勇夫

大野 忠一

一、議長(加藤市裁)キ分當時三十分開議を宣す